別表第9

表

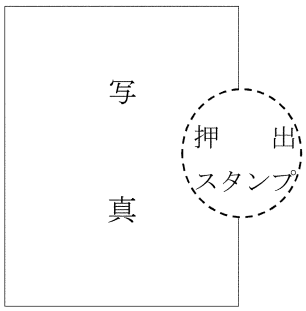
第　　号

文化財保護法第186条第1項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第98条第1項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合に同法第186条第2項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年　　月　　日発行

都道府県教育委員会　印

文化財保護法第186条第1項の規定による委託に基づく同法第98条第1項の規定による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の責めに任ずべき者




公職氏名

年　　月　　日生

記載上の注意　当該都道府県が文化財保護法第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。